

公表第13号

地方自治法第199条第2項及び第4項に基づく財務監査及び事務監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を公表します。

なお、今回の監査は、久留米市監査委員 埴 秀二（平成29年6月29日退任）、同 樋口明男（平成29年6月30日就任）、同 原口和人 及び 同 藤林詠子（平成29年6月21日退任）、同 市川廣一 及び 同 大熊博文（平成29年6月22日就任）、同 中島年隆が実施したものです。

平成29年7月25日

久留米市監査委員	中 島 年 隆
久留米市監査委員	樋 口 明 男
久留米市監査委員	市 川 廣 一
久留米市監査委員	大 熊 博 文

財務監査及び事務監査報告(1)

第1 監査の対象、期間及び指摘事項等件数

対象部局等	対象課等の内訳	監査実施期間	指摘事項件数	意見件数
環境部	総務、環境政策課、廃棄物指導課、環境保全課、斎場、資源循環推進課、建設課、施設課	平成29年3月27日～ 平成29年7月31日	6	1
農政部	総務、農政課、生産流通課、みどりの里づくり推進課、農村整備課、中央卸売市場（田主丸流通センター含む）	平成29年4月14日～ 平成29年7月20日	2	1
都市建設部	総務、防災対策課、都市計画課、交通政策課、まちなか整備課、建築課、設備課、建築指導課、住宅政策課、公園緑化推進課、路政課、道路整備課、公園土木管理事務所、河川課、用地課 (※28年度の名称で記載)	平成29年4月21日～ 平成29年7月31日	7	3

第2 監査の範囲及び方法

今回の監査は、主に平成28年度における財務に関する事務の執行状況及び公有財産の管理状況並びに一般事務の執行状況等について、関係書類の照合、検査を行うとともに関係職員の説明を聴取して実施した。

また、現金等取扱、旅費、賃金、報償費関係、補助金、貸付金、財産及び物品管理、契約、附属機関等、休暇等に係る事務等を重点監査項目として実施するとともに、公正で能率的な行政執行の確保が社会的に求められる中、行政の組織、機能、事務処理の手續及び方法その他の行政運営全般についても、その経済性、効率性及び有効性の観点から監査対象として位置付けた。

第3 監査の結果

監査対象の事務については、おおむね適正に執行されていたが、その一部において、次のとおり検討又は是正等を要する指摘事項が認められたので、必要な措置等を講ずるとともに、職員の指導監督にも努められたい。

また、監査の結果に基づき、市政の総合的進展と明朗な市政の運営に資するため、地方公共団体の事務の原則である住民福祉の増進、最少の経費による最大の効果、組織及び運営の合理化等の観点から意見を付した事項についても、研究又は検討等を図り、必要かつ可能な場合には措置等の対応が講じられるよう望む。

【環境部】

指 摘 事 項

《事務監査》

〔文書事務〕

文書決裁後、公印を押印することなく、相手方への補助金交付決定に係る文書を送付しているものがある。

《財務監査》

〔燃料給油チケット管理事務〕

燃料給油チケット（ガソリン券）については、統制の仕組みとして、チケットの使用者とは別の職員が交付を行うこととされているが、使用者と交付者が同一人物になっているものがある。

〔契約事務〕

- 1 専決権者の決裁がないまま、物品調達に係る契約事務が行われているものがある。
- 2 業務委託契約における入札事務において、予定価格決定に係る文書の専決権者を誤っているものがある。
- 3 指名競争入札を実施するにあたり、業者に入札参加通知書を公印省略で発出しているものがある。

〔財産管理事務〕

行政財産使用の許可更新事務において、決裁終了後に行うこととされている相手方への使用許可書を送付していないものがある。

意 見

《事務監査》

地球環境保全をめぐる状況は、国内外ともに刻々と情勢が変化する中においても、持続可能な社会の構築が強く求められており、本市においても、環境への負荷の低減に向けて、様々な取組が行われている。その取組の一環として、環境配慮活動へ参加しやすい環境の整備、環境配慮活動の意識が高いボランティアを育成・支援し地域へつなぐ等、マンパワーを活かすことも大切と思われる。

今後は、このような視点の取組も充実させ、市民・事業者と協働しながら、市民生活や事業活動の中で、常に地球環境に優しいスタイルを意識し、それが習慣となるよう持続可能なまちづくりを確実に進めてもらいたい。

【農政部】

指 摘 事 項

《財務監査》

〔契約事務〕

見積合わせを実施するにあたり、業者への見積参加通知書を公印省略で発出しているものがある。

〔補助金等交付事務〕

事業費負担金の決定において、正当な決裁権者による決裁が未了となっているものがある。

意 見

《事務監査》

将来の本市農業の中核的な担い手、多様な担い手を確保・育成するための取組が、これまでも行われてきているが、本市を含む周辺地域には、就農に興味を持っている人が潜在的にいると思われるので、そういう方々に対して、昨今の就農者から、農業が人の食を支える意義のある仕事であることや経営の面白み等を伝えるような機会を設けることも必要であると考えられる。

農業を生業とすることの魅力をこれまで以上に発信するとともに、本市や農業関係者・団体等が一体となった取組が推進され、意欲ある担い手が育成・確保されることを期待する。

【都市建設部】

指 摘 事 項

《財務監査》

〔臨時職員賃金支給事務〕

時間外勤務時間数の算定を誤り、正当な金額よりも過大に支払っているものがある。

〔旅費支給事務〕

旅行命令書に命令権者の決裁がもれているものがある。

〔負担金支払い事務〕

会議の出席の際に支出した参加負担金に、食事が提供される意見交換会費が含まれているものがあるが、このような飲食を含む費用に関しては、その内容及び性質から、公費による支出の妥当性について十分に検討し、慎重かつ厳正な取り扱いを行われたい。

〔河川管理事務〕

市が油流出事故の被害拡大の防止措置を行った事案において、原因者から防止措置に要した資材の弁償がなされていないものがある。

〔契約事務〕

- 1 修繕業務において、見積書を徴取しただけで契約事務規則上必要な書類が作成されないまま、契約事務が行われているものがある。
- 2 物品購入に係る契約事務において、見積書が確認できないものや、見積書に日付が記載されていないものがある。
- 3 フェンス設置に係る業務委託において、必要な設計図書や仕様書が作成されないまま契約事務が行われ、それらの書類がないまま検査確認を行い完了検査報告書まで作成されているものがある。

意見

《事務監査》

人口減少社会においては、市民税の伸びは大きく期待できないことから、固定資産税や法人税を意識した都市機能・施設の誘導、民間事業者の誘致、また、誘導・誘致後のソフト事業の展開等、本市の魅力と活力を維持・向上させるような取組が求められる。一方、居住地誘導が進展した場合の空き家増が危惧され、空き家が増えることによる市のイメージが低下しないよう、生活サービスや地域コミュニティが持続的に確保されるような取組の検討も必要である。

人口減少・超高齢社会を見据え、起こりうる事態を想像しつつ、その対処方法を検討しておくことが重要である。定住政策や企業活動の活性化に資する地域の実情に即した土地利用のあり方の検討について、庁内の連携を図り、英知を結集され、将来に渡って持続可能なネットワーク型のコンパクトなまちづくりを進められたい。

《財務監査》

- 1 本市が加入している協議会について、各構成市町から徴収している負担金の9倍を超える繰越金が計上されているものがある。負担金は公金であり、その使用・保有に際しては厳格かつ適正さが求められるものであるから、同協議会の効果的な活動内容や、過大な繰越金の早急な解消に向けての具体策を提案するなど、一構成市町として意見を発すべきと思われる。
- 2 物品購入に係る契約事務において、各部局で購入することができるものの一つとして規定されている予定価格1万円未満になるよう、分割して発注されているものがある。
同一の営業種目の物品を故意に少額に分割して発注することは、価格が割高になる可能性があり、また、原則は入札であり、随意契約はあくまでも例外的な手続であることに鑑みると、少額ではあるが、経済性・公平性の観点からも好ましい状況とは言いがたいので、物品購入の計画的な執行に努めるとともに、法令例規等に則った適正な契約事務を行うこと。

財務監査及び事務監査報告(2)

第1 監査の対象、期間及び指摘事項等件数

対象部局等	監査実施期間	指摘事項 件数	意見件数
高良内財産区	平成29年4月14日～平成29年7月20日	1	0

第2 監査の範囲及び方法

今回の監査は、主に平成28年度における財務に関する事務の執行状況及び公有財産の管理状況並びに一般事務の執行状況等について、関係書類の照合、検査を行うとともに関係職員の説明を聴取して実施した。

第3 監査の結果

監査対象の事務については、おおむね適正に執行されていたが、その一部において、次のとおり是正又は検討を要する事項が認められたので、必要な措置等を講ずるとともに、職員の指導監督にも努めることが、望まれる。

指 摘 事 項

《事務監査》

〔公印管理事務〕

保有及び使用している公務用の印章について、公印規程が整備されていない。

財務監査及び事務監査報告(3)

第1 監査の対象、期間及び指摘事項等件数

対象部局等	監査実施期間	指摘事項 件数	意見件数
田主丸財産区	平成29年4月14日～平成29年7月20日	2	0

第2 監査の範囲及び方法

今回の監査は、主に平成28年度における財務に関する事務の執行状況及び公有財産の管理状況並びに一般事務の執行状況等について、関係書類の照合、検査を行うとともに関係職員の説明を聴取して実施した。

第3 監査の結果

監査対象の事務については、おおむね適正に執行されていたが、その一部において、次のとおり是正又は検討を要する事項が認められたので、必要な措置等を講ずるとともに、職員の指導監督にも努めることが、望まれる。

指摘事項

《事務監査》

〔公印管理事務〕

保有及び使用している公務用の印章について、公印規程が整備されていない。

《財務監査》

〔報酬支払事務〕

議員期末手当の差額支給において、所得税の算定方法に誤りがあり、不足額が生じている。